

2016年10月13日 全15頁

法律・制度 Monthly Review 2016.9

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、平成29年度税制改正に向けた議論が開始したこと（9日、15日、20日、21日、28日）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」が公表されたこと（13日）、金融庁の金融レポートが公表されたこと（15日）、日本証券業協会がアナリストガイドラインを制定したこと（20日）、第192回臨時国会が召集され税制抜本改革法の一部改正法案等が提出されたこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○9月の法律・制度レポート一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	2
○10月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？	7
○レポート要約集	12
○9月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○9月のウェブ掲載コンテンツ	15

◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
12日	欧米における フィデューシャリー・デューティーの動き	鳥毛 拓馬	金融制度	7
13日	2017年度税制改正動向解説シリーズ No.1 2017年度税制改正でNISAはどう変わる？ ～金融庁、積立NISAの導入・現行NISAの 投資可能期間の恒久化を要望～	是枝 俊悟	税制	14
14日	法律・制度 Monthly Review 2016.8 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	13
15日	課徴金の算定方法の見直し、 公取委の裁量などを検討か ～独占禁止法の課徴金制度に関する論点整理の概略～	堀内 勇世	その他法律	6
23日	消費税増税再延期で他制度はどう変わるか ～税制上の措置、8月24日に閣議決定～	小林 章子	税制	11
26日	証券化商品のリスク・ウェイト、下限10%へ ～【BCBS】簡素で、透明性が高く、 比較可能（STC）な証券化商品のRW～	鈴木 利光	金融制度	10
27日	2017年度税制改正動向解説シリーズ No.2 配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？ ～「夫婦控除」の税額控除額は 4.5万円～5.4万円に～	是枝 俊悟	税制	23
29日	米国大統領選 候補者の金融規制に対する考え方 ～銀証分離を定めたグラス・スティーガル法は 復活するのか～	鳥毛 拓馬	金融制度	4

◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集が開始（募集期限は9月30日まで）。 ◇金融安定理事会（FSB）、「不正行為の減少のための方策 第2次進捗報告書」を公表。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）のデータ分析ワーキング・グループ、コメント要請「データ分析に焦点を当てた、監査において増加するテクノロジーの利用の調査」を公表（コメント期限は2017年2月15日まで）。
2日	◇FSB、「G20 データギャップ・イニシアチブ（DGI-2）のセカンド・フェイズ：第1次進捗報告書」を公表。
4日	◇G20 杭州サミットが開催される（5日まで）。
5日	◇日本証券業協会（日証協）、「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書」を公表。
6日	◇財務省、平成29年度一般会計概算要求・要望額等を公表。 ◇金融庁、「中小企業等協同組合法施行令」を一部改正。貸付制限の対象とならない

6日	貸付先に国及び預金保険機構を追加するもの。
7日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議にペーパー「財務業績と測定の連携」を提出。
8日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、会計基準案「デリバティブ及びヘッジ」を公表（コメント期限は11月22日まで）。 ◇米国の連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）及び通貨監督庁（OCC）、銀行の業務と投資に関する報告書を公表。「マーチャント・バンキング」投資の禁止やコモディティー関連業務の制限等を米国議会に要請。
9日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を一部改正。障害者対応の見直し。 ◇日証協、職場積立NISAの導入状況等を公表。 ◇政府税制調査会、第1回会合を開催。
11日	◇中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、「金融危機後の規制改革の最終化に向けた作業の進展」を公表。
12日	◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第4号「保険契約」の修正を公表。
13日	◇東京証券取引所、上場企業のコーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2016年7月時点）について、集計結果を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。
14日	◇国際会計士連盟（IFAC）、レポート「中小企業を支援する中小監査事務所の役割：新事実」を公表。
15日	◇金融庁、「銀行法施行規則」等を一部改正（施行は9月23日から）。営業時間の変更関連の改正。 ◇金融庁、「金融仲介機能のベンチマーク」を公表。 ◇金融庁、「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について」を公表。 ◇金融庁、「平成27事務年度 金融レポート」を公表。 ◇政府税制調査会、第2回会合を開催。個人所得課税について、子育て支援の観点から所得控除方式を見直す等の方針が議論される。
16日	◇金融庁、「預金保険法施行規則」を一部改正（施行は番号法改正法の完全施行の日から）。金融機関の破綻時、預金保険機構が預金者の個人番号を利用して名寄せを行うことができるとするもの。 ◇全国銀行協会の金融調査研究会、報告書を公表。テーマは「現代的な『金融業』のあり方～顧客価値を創造する金融業の拡大～」及び「金融セクターに対する課税のあり方」について。 ◇確定拠出年金普及・推進協議会、個人型確定拠出年金（個人型DC）の愛称を「iDeCo」（イデコ）に決定。 ◇英国財務報告評議会（FRC）、監査品質のテーマ別レビュー「根本原因分析（英国6大監査事務所のレビュー）」を公表。
19日	◇FASB、新しい収益計上基準の技術的修正及び改善の公開草案を公表（コメント期限は10月4日まで）。
20日	◇日証協、「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」を制定。 ◇日証協、「『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方』（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」を一部改正。インターネット取引の場合のガイドラインの適用について明確化するもの。

20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本公認会計士協会（JICPA）、非営利法人委員会研究報告第30号「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」を公表。 ◇日本経済団体連合会、「平成29年度税制改正に関する提言」を公表。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日証協、「平成29年度税制改正に関する要望」を公表。 ◇日本銀行、「金融緩和強化のための新しい枠組み：『長短金利操作付き量的・質的金融緩和』」を公表。 ◇日本銀行、「ETFの銘柄別の買入限度にかかる見直しについて」を公表。 ◇日本銀行、「国債売買基本要領」等を一部改正。売買方式について、「固定利回り方式」を追加する等の内容。 ◇日本銀行、「適格担保取扱基本要領」等を一部改正。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FASB、公開草案「受取債権—払戻不能の手数料及びその他の費用：購入した繰上償還可能な負債性証券のプレミアムの償却」を公表（コメント期限は11月28日まで）。
23日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日証協の社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ、「コベナンツの状況等に係る開示基準及び開示内容の例示等について（コベナンツ開示例示集）」を公表。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇第192回臨時国会が召集。会期は11月30日までの66日間の予定。 ◇税制抜本改革法の一部改正法案が国会に提出される。消費税率の10%への引上げを平成31年10月1日に延期するほか、延期に伴い各制度を改正する内容。 ◇国民年金法等の一部改正法案が国会に提出される。国民年金の受給資格期間を短縮し10年とする等の内容。 ◇金融機能強化法等の一部改正法案が国会に提出される。金融機能強化法（国による資本参加）、株式保有制限法（銀行等保有株式取得機構による株式等の買取り）及び保険業法（生命保険契約者保護機構に対する政府補助）について、適用期限を平成34年3月31日まで延長するもの。 ◇JICPA、IT委員会研究報告「スキャナ保存制度への対応と監査上の留意点」の公開草案を公表（意見提出期限は10月26日まで）。 ◇国税庁、「平成28年度税制改正に伴う所得税基本通達等の主な改正事項について（情報）」を公表。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇JICPA、「非営利法人委員会実務指針第34号『公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い』の改正について」及び同指針の「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表。
28日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ASBJ、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」を改訂。 ◇日本銀行、「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ（2016年6月末残高調査）」について：日本分集計結果」を公表。前回の調査は2013年6月末。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇政府税制調査会、第3回会合を開催。国際課税について、BEPSプロジェクトを踏まえた移転価格税制や外国子会社合算税制（CFC税制）等の議論が行われる。 ◇FASB、公開草案「金融サービス—保険：長期保険契約の会計の限定的な改善」を公表（コメント期限は12月15日まで）。
30日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「貸金業法施行規則」等を一部改正（施行は10月1日から）。犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うもの。 ◇金融庁、「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成28年6月末時点）」を公表。口座総数はNISAが1,029万6,622口座（買付額総額約8兆3,761億円）、ジュニアNISAは13万8,672口座（買付額総額122億472万円）。 ◇ドイツ連邦共和国との改正租税協定が公布。 ◇インド共和国との租税条約の改正議定書が公布。

◇10月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。 ◇「商業登記規則」等の一部改正省令が施行。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。（注）
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮（予定）。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
2018年 (H30)	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ（予定）。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日（予定）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ（予定）。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入（予定）。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）（予定）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ（予定）。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる（予定）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ（予定）。

2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始（予定）。
----------------	-------	--------------------------------

※原則として、9月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。但し、**関連法案が現国会で審議中であるものは太字で記載。**（注）の記載事項は、消費税率の引上げ時期の延期に伴い、施行時期や内容が見直される可能性がある点に留意。

◇今月のトピック

2017 年度税制改正動向解説シリーズ No. 2

配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？

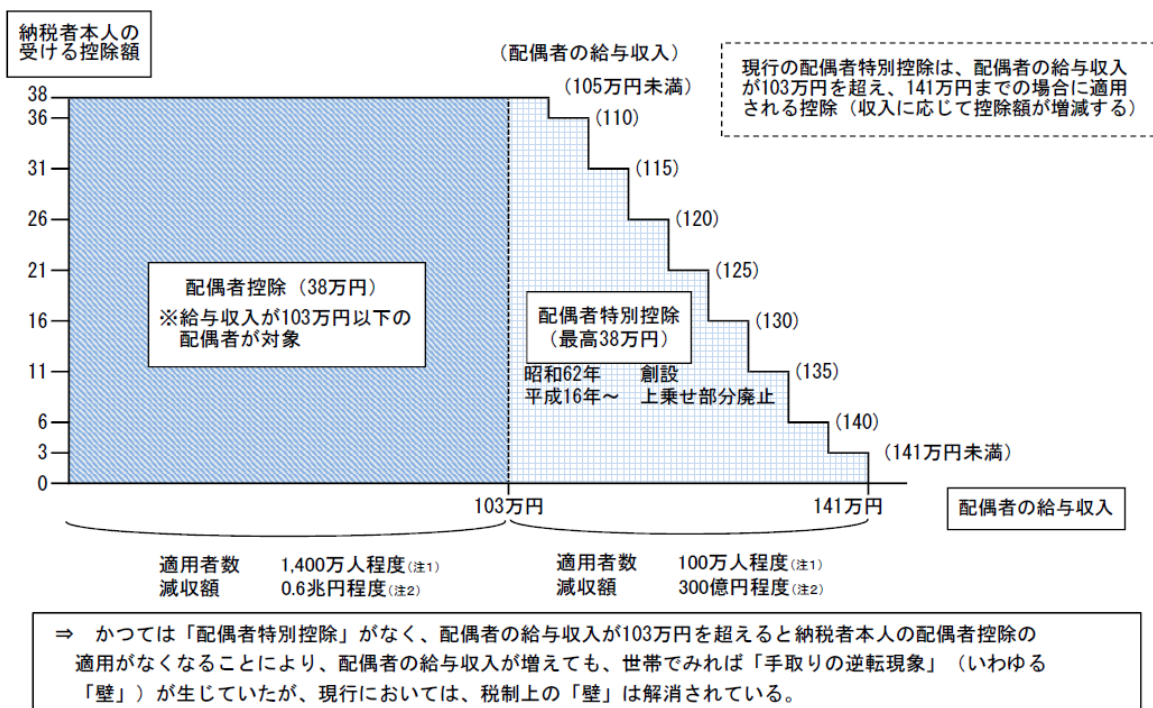
～「夫婦控除」の税額控除額は 4.5 万円～5.4 万円に

2016 年 9 月 27 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160927_011280.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（所得税）



(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

(注2) 平成26年度予算ベースによる。

(出所) 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」（政府税制調査会資料）（平成 26 年 4 月 14 日）

図表2 企業における配偶者手当支給の有無と支給基準

	配偶者手当支給あり					配偶者手当 支給なし
	配偶者の年収による支給制限あり					
			103万円 基準	130万円 基準	その他	
全体に占める割合	69.1%	58.6%	40.4%	15.1%	3.2%	30.9%
配偶者手当支給あり企業に占める割合		84.9%	58.4%	21.9%	4.6%	
配偶者手当支給ありで、かつ、配偶者の年収による 支給制限ありの企業に占める割合			68.8%	25.8%	5.4%	

(注)企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所が対象。従業員数で加重平均されている。

(出所)人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」をもとに大和総研作成

図表3 短時間労働者の社会保険の扱い（配偶者が厚生年金・健康保険加入者である場合）

		収入の要件		
		年 105.6 万円未満	年 105.6 万円以上 ^(注1) 年 130 万円未満	年 130 万円以上
労働時間の要件	週所定労働時間が 20 時間未満	扶養扱い		社会保険加入 (国保・国年)
	週所定労働時間が20時間以上で 下記要件を満たさない	扶養扱い	2016年9月までは扶養 扱い⇒2016年10月か らは条件 ^(注2) により扶養扱 いまたは社会保険加入 (健保・厚年)	社会保険加入(2016 年9月までは国保・ 国年、2016年10月か らは条件 ^(注3) により 国保・国年または健 保・厚年)
	労働日数および労働時間が 通常の労働者の概ね 3/4 以上	社会保険加入(健保・厚年)		

扶養扱い…国民年金第3号被保険者、健康保険では被扶養者となり、保険料負担はない。

社会保険加入(国保・国年)…国民健康保険の被保険者、国民年金第1号被保険者となり、保険料を全額自己負担する。

社会保険加入(健保・厚年)…健康保険および厚生年金の被保険者となり、保険料を原則半額負担する(残額は企業負担)。

(注1) 正確には年額ではなく月額で8万8,000円以上として要件が定められている。

(注2) 1年以上の継続勤務見込みがあり、学生等でなく、従業員数501人以上の企業に勤めている、全ての条件を満たす場合は社会保険に加入し、そうでない場合は扶養扱いとなる。

(注3) 1年以上の継続勤務見込みがあり、学生等でなく、従業員数501人以上の企業に勤めている、全ての条件を満たす場合は健保・厚年に加入し、そうでない場合は国保・国年に加入する(いずれにしても、社会保険に加入し扶養扱いとはならない)。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

図表4 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止による国・地方の増収額の試算結果

単位: 億円		国税分		地方税分		計
		配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者控除	配偶者特別控除	
年末調整分	年収2,000万円以下の 給与所得者	3,875	200	2,846	214	7,135
申告納税分	「自営業者等と年収2,000万円 超の給与所得者」のうち申告納 税額がある(還付でない)者	534	16	356	17	923
年金生活者分を除いた小計		4,409	217	3,202	231	8,059
年金生活者分	男性の厚生年金受給者統計 をもとに算出した粗い試算	1,277		2,218		3,495
合計		5,686	217	5,420	231	11,554

(注) 国税庁「平成26年分民間給与実態統計調査」および「平成26年分申告所得税標準調査」、厚生労働省「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業年報」をもとに試算した。年末調整分および申告納税分は所得階級別の実際の控除の適用状況をもとにしたある程度正確性の高い試算であるが、年金生活者分は所得階級別の控除の適用状況が不明なため、男性の老齢厚生年金受給者全員に配偶者控除が適用されているものとみなして算出した粗い試算である。配偶者控除には老人控除対象配偶者の上乘せ分(国税分10万円、地方税分5万円)があるが、この上乘せ分は廃止対象にしないものとし、国税分38万円・地方税分33万円の所得控除縮減による増収額を求めた。表示単位未満四捨五入。

(出所) 大和総研試算

図表 5 税収中立を前提に現役世代の配偶者控除を夫婦控除に改組した場合の試算結果

	夫婦控除の適用対象 (現役世代を前提とする)	対象世帯数 (万世帯) (注)	1世帯あたり税額控除額 (万円)		
			所得税	住民税	計
A案	全ての夫婦世帯に適用	1,781	2.6	1.9	4.5
B-1案	夫婦のうち多い方の年収が 1,000万円未満の世帯に適用	1,645	2.8	2.1	4.9
B-2案	夫婦のうち多い方の年収が 900万円未満の世帯に適用	1,587	2.9	2.2	5.1
B-3案	夫婦のうち多い方の年収が 800万円未満の世帯に適用	1,489	3.1	2.3	5.4
C案	夫婦合計の年収が 1,000万円未満の世帯に適用	1,516	3.1	2.3	5.3
(参考)	現在の配偶者控除・配偶者特別 控除適用世帯	1,062	—		

各案の対象世帯数については、総務省統計局「平成24年就業構造基本統計調査」をもとに推計した。
表示単位未満四捨五入の結果、所得税と住民税の合計が「計」と一致しないことがある。

(注) 夫婦ともに無業である世帯および、納税額がないため実質的に配偶者控除(及び夫婦控除)の効
力が及ばない世帯を除いている。

(出所) 大和総研試算

図表 6 夫婦控除 A 案 (所得制限なし) における試算結果 (世帯の手取りの増減)

A案(所得制限なし) 単位: 万円、年額	夫の年収													
	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500	
妻の年収	0	0.0	0.0	-0.7	-0.7	-0.7	-2.5	-2.6	-6.3	-6.4	-6.4	-6.4	-7.5	-11.3
	100	0.0	0.0	-0.7	-0.7	-0.7	-2.5	-2.6	-6.3	-6.4	-6.4	-6.4	-7.5	-11.3
	200	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	300	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	400	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	500	-2.5	-2.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	600	-2.6	-2.6	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	700	-6.3	-6.3	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	800	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	900	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,000	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,200	-7.5	-7.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,500	-11.3	-11.3	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯である。千円未満四捨五入。

(出所) 大和総研試算

図表 7 夫婦控除 B-1 案 (多い方 1,000 万円で所得制限) における試算結果 (世帯の手取りの増減)

B-1案(多い方1,000万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	-2.1	-2.2	-5.9	-6.0	-6.0	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	-2.1	-2.2	-5.9	-6.0	-6.0	-10.9	-12.0	-15.8
	200	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	300	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	400	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	500	-2.1	-2.1	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	600	-2.2	-2.2	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	700	-5.9	-5.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	800	-6.0	-6.0	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	900	-6.0	-6.0	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。
黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。
(出所)大和総研試算

図表 8 夫婦控除 B-2 案 (多い方 900 万円で所得制限) における試算結果 (世帯の手取りの増減)

B-2案(多い方900万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-1.9	-2.0	-5.7	-5.8	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-1.9	-2.0	-5.7	-5.8	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.9	-1.9	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-2.0	-2.0	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.7	-5.7	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-5.8	-5.8	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。
黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。
(出所)大和総研試算

図表 9 夫婦控除 B-3 案 (多い方 800 万円で所得制限) における試算結果 (世帯の手取りの増減)

B-3案(多い方800万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	+0.2	+0.2	+0.2	-1.6	-1.7	-5.4	-10.9	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	+0.2	+0.2	+0.2	-1.6	-1.7	-5.4	-10.9	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.6	-1.6	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-1.7	-1.7	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.4	-5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。
黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。
(出所)大和総研試算

図表 10 夫婦控除 C 案（合計 1,000 万円で所得制限）における試算結果（世帯の手取りの増減）

C案(合計1,000万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	+0.1	+0.1	+0.1	-1.7	-1.8	-5.5	-5.6	-5.6	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	+0.1	+0.1	+0.1	-1.7	-1.8	-5.5	-5.6	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.7	-1.7	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-1.8	-1.8	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.5	-5.5	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-5.6	-5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-5.6	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯、黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。
(出所)大和総研試算

図表 11 夫婦控除各案のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
A 案（所得制限なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収 1,000 万円前後の世帯への負担集中の問題を生じさせない ・ 事務負担が軽く年末調整で対応可能と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦とも高所得の共働き世帯にも手取り増を生じさせ 5 案の中で最も格差拡大を助長する面がある ・ 現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にも負担増を生じさせる
B 案 （夫婦のうち多い方の年収で所得制限。 基準とする年収は、 B-1 案：1,000 万円 B-2 案：900 万円 B-3 案：800 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも夫婦のいずれかが高所得の共働き世帯には手取り増を生じさせないので、A 案より所得再分配の効果が高い ・ B-3 案では、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯には手取り増となる ・ 事務負担が軽く年末調整で対応可能と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B-1 案・B-2 案では現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にも負担増を生じさせる（B-3 案ではこの問題は生じない）。 ・ 世帯収入がより低い世帯に夫婦控除が適用されず、より高い世帯に適用される「逆転現象」が生じる ・ B-1 案では年収 1,000 万円前後の世帯への負担が重くなる
C 案（合計 1,000 万円で所得制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在配偶者控除が適用されている低所得世帯には手取り増となる ・ 合計年収で見ると高所得である世帯に手取り増を生じさせないので、5 案の中では最も所得再分配効果が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦控除の適用を受けるためには、確定申告を必須とするか、企業内で年末調整とは別の還付手続きが必要となるなど実務面の困難を伴う ・ 年収 1,000 万円前後の世帯への負担が重くなる

(出所) 大和総研作成

◇レポート要約集

【12日】

欧米におけるフィデューシャリー・デューティーの動き

金融審議会「市場ワーキング・グループ」では、「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー」と題する審議が行われている。

フィデューシャリー・デューティー (Fiduciary Duty : 以下 FD) とは、英米法において信託を受けた者が履行すべき義務を指し、受託者責任とも訳される。金融庁の平成 27 事務年度金融行政方針によれば、「他者の信任に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称」とされている。

米国では、労働省が、退職口座での投資アドバイスに関して、ブローカー・ディーラーなどに FD を課す新しい規則を策定している。一方、EU では、明確に FD そのものを課そうというわけではないと思われるものの、投資家保護のため、販売業者のみならず商品組成業者にも適合性原則を課そうとする動きが見られる。

わが国でも、「国民の安定的な資産形成」のため、投資家の保護と金融業者の利益の確保のバランスをいかに図っていくのかについて配慮しながら、FD 導入に向けた検討が進められるものと予想される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160912_011239.html

【13日】

2017 年度税制改正動向解説シリーズ No. 1

2017 年度税制改正で NISA はどう変わる？

～金融庁、積立 NISA の導入・現行 NISA の投資可能期間の恒久化を要望～

2016 年 8 月 31 日に、金融庁は「平成 29 年度税制改正要望項目」を公表した。本稿は、金融庁の税制改正要望のうち、NISA 関連について解説・分析する。

金融庁は、①積立 NISA の創設 (年間非課税枠 60 万円×非課税で保有できる期間 20 年間)、②現行 NISA の非課税で保有できる期間の終了時の扱い (非課税枠を一定額超過してもロールオーバー可、評価損発生時は簿価で課税口座に払出し)、③現行 NISA の新規投資が可能な期間の恒久化の 3 点を要望している。

積立 NISA には制約が多く、導入が実現しても現行 NISA と比べて積立 NISA の利用が有利となる層はかなり限定されるだろう。ただし、制度面では不利であっても、積立 NISA が選択肢を減らして選びやすいようにした「投資初心者向けの制度」として発展する可能性もある。現行 NISA の新規投資が可能な期間の恒久化は、現行 NISA の利用の一層の進展に資するものと考えられる。

金融庁の要望が実現しても、NISA には使いづらい面がなお残る。NISA を簡素で使いやすく、分かりやすい制度とし、個人投資家の資産形成をより一層支援する制度とするためには、筆者は、主に、「2つの恒久化」と、非課税枠の「拠出額」で管理することの 2 点を実現すべきと考えている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160913_011244.html

【14日】**法律・制度 Monthly Review 2016.8****～法律・制度の新しい動き～**

8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定されたこと（24日）、各省庁が平成29年度税制改正要望を公表したこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160914_011246.html

【15日】**課徴金の算定方法の見直し、公取委の裁量などを検討か****～独占禁止法の課徴金制度に関する論点整理の概略～**

公正取引委員会の独占禁止法研究会は「課徴金制度の在り方に関する論点整理」（論点整理）を取りまとめた。

これは、独占禁止法上の課徴金制度を見直す際の論点をまとめたものである。

7月13日から8月31日にかけて、この論点整理に対する意見が募集されていた。

今後、寄せられた意見を基に、課徴金制度見直しの議論が進められていく見込みである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160915_011250.html

【23日】**消費税増税再延期で他制度はどう変わるか****～税制上の措置、8月24日に閣議決定～**

2016（平成28）年6月1日、安倍首相は記者会見で、消費税率の10%への引上げ時期を2017（平成29）年4月1日から2019（平成31）年10月1日まで、2年半再延期する方針を表明した。

これを受けて、与党は8月2日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」を公表し、同案は同月24日に閣議決定された（以下、閣議決定）。この閣議決定に基づく関連法案は、今秋9月26日開会の第192回臨時国会で提出される予定である。

閣議決定では、消費税率の10%への引上げ時期を2019（平成31）年10月1日とするほか、消費税率引上げの施行日に施行されることとされている制度や、消費税率が10%であることを前提としている制度について、施行時期を延期する等の措置がとられることとされている。具体的には、軽減税率制度、適格請求書等保存方式（インボイス方式）、住宅ローン減税の適用期限等について、延期又は延長されることとされた。

本稿では、この閣議決定などに基づき、消費税増税再延期で変わる制度について解説する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160923_011273.html

【26日】**証券化商品のリスク・ウェイト、下限 10%へ****～【BCBS】簡素で、透明性が高く、比較可能（STC）な証券化商品のRW～**

2016年7月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、簡素で、透明性が高く、比較可能（STC）な証券化商品の取扱いを含む最終規則文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」（STC最終規則文書）を公表している。

STC最終規則文書は、2014年12月に公表された最終規則文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」に、2015年7月に公表された文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」の内容を組み入れたものである。

STC最終規則文書は、証券化商品を、STCなもの（STC証券化商品）とそれ以外のもの（非STC証券化商品）に分類し、前者の資本賦課を軽減するものである。

例えば、STC証券化商品のエクスポージャーの場合、リスク・ウェイトの下限（フロア）が、非STC証券化商品のエクスポージャーの15%から10%に軽減されている。

STC証券化商品については、ABCPが明示的に除外されているほか、シンセティック商品もまたSTC証券化商品として認められるための要件（STC要件）により除外されている。

STC要件を見る限り、これを全て満たすのは困難であると思われることから、STC証券化商品の範囲も限られたものになる可能性が高い。

STC最終規則文書は、2018年から適用される。

なお、目下、BCBSは証券監督者国際機構（IOSCO）とともにABCP向けのSTC要件を検討中であり、2016年中に市中協議を行う予定としている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160926_011276.html

【27日】**2017年度税制改正動向解説シリーズ No.2****配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？****～「夫婦控除」の税額控除額は4.5万円～5.4万円に～**

配偶者控除そのものは女性就労の妨げとなる実質的な要因にはなっていないが、企業における配偶者手当支給の基準と密接に結びつき「103万円の壁」を形成しており、配偶者控除が廃止されることが配偶者手当の見直しにつながれば「103万円の壁」は消失する。もっとも、この場合でも社会保険加入の壁は残るため、直接的には、女性の就労促進は103万円から130万円（または105.6万円）の範囲にとどまるだろう。

ただし、配偶者控除の廃止と夫婦控除の導入の実現の有無にかかわらず、その議論の過程で、日本の税制が共働き有利であるとの認識が国民に広まれば、単なる103万円の前後の就業調整の問題にとどまらず、女性就労を大きく促進する可能性も考えられる。

本稿では、税収中立のもと現役世代につき配偶者控除を廃止し夫婦控除を導入する5つの案を想定し、夫婦の年収が各0万円～1,500万円である169通りのモデル世帯における手取りの増減の試算結果を示した。これらのメリット・デメリットの検証を通じて、議論が深まることが期待される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160927_011280.html

【29日】

**米国大統領選 候補者の金融規制に対する考え方
 ～銀証分離を定めたグラス・スティーガル法は復活するのか～**

米国の共和党と民主党は、それぞれ大統領選挙の事実上の公約となる政策綱領を公表している。

政策綱領では、金融規制に対する考え方についても示されており、特徴的な内容として、両党ともに、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act）の復活ないしはアップデートを掲げている。

これに対して、ドッド・フランク法に対する両党の考え方は異なる。民主党は、同法の強化を目指しているのに対し、共和党は、同法に否定的である。共和党からは、同法を修正する金融選択法案（The Financial CHOICE Act）が提出されており、下院金融委員会で2016年9月13日に可決されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160929_011286.html

◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
毎日新聞 (9月2日付朝刊6面)	仮想通貨についてコメント	横山 淳
日経ヴェリタス (9月4日付55面)	共働きの税制について	是枝 俊悟
読売新聞 (9月23日付朝刊15面)	確定拠出年金とNISAの使い分けについて コメント	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (9月25日付46面)	積立NISAの導入案についてコメント	是枝 俊悟
時事通信 (9月28日配信記事)	配偶者控除試算レポートについて	是枝 俊悟
青山アカウンティング・ レビュー (2016 Vol.6)	財務諸表利用者から見た監査報告書の 長文化・監査法人の透明性向上	吉井 一洋
Financial Adviser (10月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.19— 成年後見制度の改正、10月13日に施行 ～成年被後見人宛ての郵便物の受取り等が 可能に	小林 章子

◇9月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
9月7日 掲載	コラム：民法改正、成年（成人）年齢引下げへ http://www.dir.co.jp/library/column/20160907_011220.html	堀内 勇世